

「盛土規制法の手引（案）」の概要について

1 趣旨

令和3年7月、静岡県熱海市で盛土崩落による大規模な土石流災害が発生したことを受け、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が成立しました。

盛土規制法では、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することになります。また、盛土等の工事を行う際は工事主の資力・信用、工事施行者の能力の審査等、災害防止のために必要な許可基準が設定されたほか、許可にあたって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知が要件化されるなど、盛土等の安全性の確保や災害防止に向けた規定がされています。

群馬県において盛土規制法の運用にあたり、「盛土規制法の手引」を策定し、許可申請手続や審査基準等の必要な事項を定めるものです。

2 手引の概要

盛土規制法の規定に基づく工事の施工に当たり以下の点を定めています。

- ・盛土規制法、同法施行令・施行規則・施行細則の解説
- ・工事にあたっての技術的基準
- ・許可申請時に必要な手続の解説
- ・法令様式及び参考様式の掲載

3 施行予定時期

令和7年5月26日（盛土規制法の運用開始と同日）

